

八潮市自主まちづくり活動等支援助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例（平成23年条例第9号。以下「条例」という。）第107条第1項及び第2項の規定に基づき、条例第9条第4号（ウを除く。）の自主まちづくり活動に要する費用の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

(費用の助成)

第3条 自主まちづくり活動に要する費用の助成は、助成金の交付によるものとする。

2 助成金の交付に関しては、八潮市補助金等交付規則（平成元年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成金の対象費用)

第4条 助成金の交付対象となる費用は、まちづくりの計画及び活動に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 計画作成に係る費用（講師謝礼金、計画書を取りまとめるためのコンサルタント委託費等をいう。）

(2) 諸活動費（会議費、消耗品費、印刷費、通信運搬費等をいう。）

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表に定める額以内の額とする。

2 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の対象期間)

第6条 助成金の交付対象となる期間は、自主まちづくり活動を行う団体等（以下「自主まちづくり団体」という。）の登録等があった日から起算して3年以内とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

2 自主まちづくり団体がまちづくりの計画を作成する場合は、1件の自主まちづくり活動につき2年以内とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする自主まちづくり団体は、自主まちづくり団体助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて

、市長に申請するものとする。

- (1) 自主まちづくり活動の計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(助成の決定等)

第8条 市長は、前条の申請を受けたときはその内容を確認し、助成金を交付することとしたときは、自主まちづくり団体助成金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした自主まちづくり団体に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付決定の対象となった自主まちづくり活動(以下「助成活動」という。)の実施状況について調査等を行い、又は助成金の交付決定を受けた自主まちづくり団体(以下「助成団体」という。)に対し、必要な報告を求めることができる。

(実績報告等)

第10条 助成団体は、助成活動が完了したとき、又は助成金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、自主まちづくり団体助成金実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)を市長が定める期間内に、市長に提出しなければならない。

(助成金の確定通知等)

第11条 市長は、実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、助成活動の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、自主まちづくり団体助成金確定通知書(様式第4号)により、当該助成団体に通知するものとする。

(助成金の交付時期)

第12条 助成金は、前条の規定により確定した額を、助成活動が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、助成活動が完了する前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

2 助成団体は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、自主まちづくり団体助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出し

なければならない。

(助成金の取消し)

第13条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成活動を実施しない、又は実施しないことが明らかなきとき。
- (3) 申請書の内容と著しく異なった活動を行ったとき。
- (4) その他市長が助成金の交付として適当でないことを認めるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

別表

団体等の種別	区 分	助成限度額
地域まちづくり活動団体の登録があったもの	地域まちづくり計画作成に係る費用	500,000円
	地域まちづくり諸活動費	50,000円
ご近所まちづくり協定の認定を受けた者	ご近所まちづくり協定に係る諸活動費	花、苗木等の植栽 4シーズン×2, 500円
		門、塀等の改造 100,000円 (改造費に要した費用の2分の1)
テーマ型まちづくり活動団体の登録があったもの	テーマ型まちづくり計画作成に係る費用	1事業につき 500,000円
	テーマ型まちづくり諸活動費	1年目 50,000円 2年目以降 100,000円